

平成21年9月11日

厚生労働省健康局

局長 上田 博三 様

訪問看護推進連携会議

社団法人 日本看護協会

会長 久 常 節



財団法人 日本訪問看護振興財団

理事長 清 水 嘉 与



社団法人 全国訪問看護事業協会

会長代行 伊 藤 雅 治



新型インフルエンザワクチン優先接種に関する要望書

新型インフルエンザワクチンの優先接種に関する方針案の中に「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」と明記されたことは、必要な措置として賛同するものであります。

しかしながら、今後は新型インフルエンザ感染により、入院せずに在宅療養する方や通所サービスが利用できない方の増加が見込まれることから、在宅療養支援に携わる訪問看護師の感染予防対策が不可欠です。

訪問看護は、高齢者やALS患者等の人工呼吸器装着者、糖尿病患者、慢性呼吸器疾患、腎機能障害者など、新型インフルエンザの感染により重症化のリスクが高い基礎疾患を有する方が多く利用しています。訪問看護師はそのような在宅療養者の居宅に訪問し病状観察を行って、肺炎や脱水、脳症などの早期症状を発見し治療につなぐなど、重症化を未然に防ぐ重要な役割を果たします。訪問看護師が業務中に新型インフルエンザ感染患者から感染したり、感染の媒体になる可能性が否めません。

在宅療養者の生命と安全を守るため、訪問看護師へのインフルエンザワクチンの優先接種は必須であると考えます。

つきましては、下記について、ご配慮賜りたく強く要望いたします。

記

インフルエンザワクチンの優先接種対象者である医療従事者として、「訪問看護師等」を明記すること

以上